2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者であること。なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　沖縄総合事務局における平成29・30年度一般競争参加資格のうち「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。

⑷　沖縄総合事務局における一般土木工事に係る一般競争参加資格認定の際に、客観的事項（共通事項）について算出した点数（経営事項評価点数）が、1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては、1,000点）以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点（特定ＪＶのうち代表者以外の構成員にあっては1,000点）以上であること。

⑸　単体有資格業者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という）にあっては、構成員の１社以上が、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①、④の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

特定ＪＶを２社とする場合の代表者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかが④の施工実績を有していること。

特定ＪＶを３社とする場合の代表者は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員のうち１社は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員の残りの１社は、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、次に掲げる③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。ただし、代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかが④の施工実績を有していること。

以上の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

①　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、内空面積が75㎡以上かつ施工延長800ｍ以上の施工実績を有すること。

②　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事の施工実績を有すること。

③　ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事、矢板工法によるトンネル工事、又は地中掘削工（管路推進工で管径1,000㎜以上かつ延長100ｍ以上）の施工実績を有すること。

④　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。

なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準（浮遊物質量200㎎／Ｌ以下）が設定されている対策をいう。

ただし、上記の①、②、③、④は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　単体有資格業者及び経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋑　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①、④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋒　特定ＪＶの代表者の配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸①に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋓　特定ＪＶの代表者、又は代表者以外の構成員のいずれかの配置予定技術者にあっては、平成15年４月１日から技術資料の提出期限日までに、上記⑸④に掲げる工事の経験を有する者であること。

㋔　上記㋐～㋓の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

㋕　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関連を除く）に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㋖　配置予定技術者が、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による）。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による）。

⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。

⑺　各構成員において、沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣元含む）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑾　指定した課題に対する技術提案が適切であること。

なお、技術提案が適切と認められない場合、標準案に基づいて施工する意志がある場合は、技術提案にその旨を記入すること。

⑿　技術提案の内容について、配置予定技術者へのヒアリングを行うが、申請した配置予定技術者がヒアリングに出席できない場合は競争参加資格を認めない。